

通級指導教室担当者の手びき

～Vol.1 通級による指導とは～



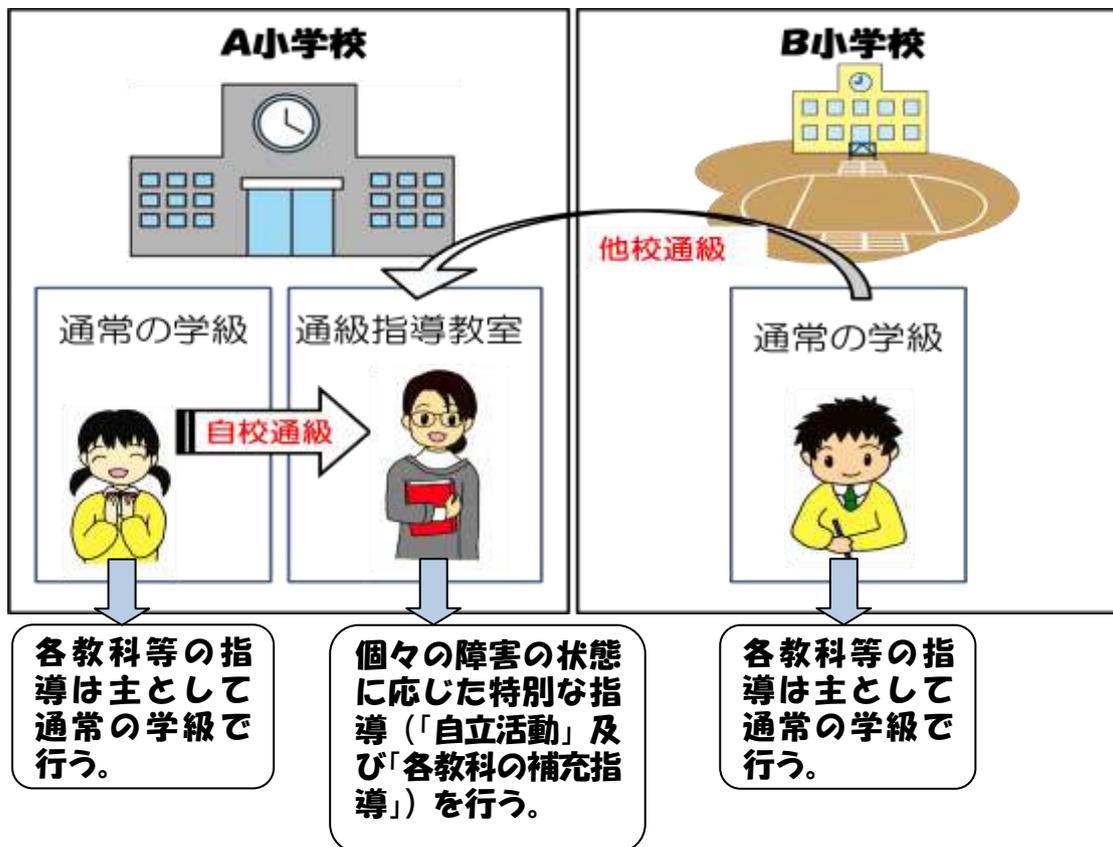
I 通級による指導とは

① 通級による指導とは

「通級による指導」とは、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するため、その障害の状態に応じて「特別な教育課程」による指導を行う教育形態です。通級による指導は、その指導を必要とする児童生徒が、自校においてあるいは、「通級指導教室」が開設されている他校に通い、指導を受けることとなります。（それぞれ「自校通級」「他校通級」と呼びます。）

※和歌山県内の通級指導教室設置状況は

別添「和歌山県におけるLD等通級指導教室設置市町一覧」を参照のこと。



② 対象となる児童生徒

通級の指導の対象となる児童生徒の障害の種類は以下のとおりです。

	特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室
視覚障害	○	○（弱視）	○（弱視）
聴覚障害	○	○（難聴）	○（難聴）
知的障害	○	○	
情緒障害		○	○
肢体不自由	○	○	○
病弱・虚弱	○	○	○
言語障害		○	○
自閉症		○	○
LD			○
ADHD			○

通級による指導の対象ではない

特別支援学級の対象ではない

情緒障害者については、その障害の状態を考慮し、自閉症又はそれに類するものと、主として心理的な要因により選択性かん黙等があるものとしてきましたが、それぞれの障害のある児童生徒に対する指導法が異なることが明らかになってきたこと、及び従来の情緒障害学級に相当数の自閉症のある児童生徒が在籍していたことから、平成18年の学校教育法施行規則の改正において、自閉症者を独立の号として規定することとしました。

※通級による指導の対象となる障害の種類とその程度については資料1を参照のこと。

<資料1>

※通級による指導の対象となる障害の種類とその程度について

(25 文科初第 756 号通知)

障害の種類	程 度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱、又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

○「通級による指導の対象となる障害」に関する関係法令・通知等

- ・学校教育法施行規則第 140 条及び 141 条

- ・平成 18 年 3 月 31 日付け 17 文科初第 1178 号初等中等教育局長通知

「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」

- ・平成 25 年 1 月 4 日付け 25 文科初第 756 号初等中等教育局長通知

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

③ 通級による指導の時間

通級による指導の対象となる児童生徒は通常の学級に在籍し、そこで大部分の指導を受けることが前提となるので、通級での指導時間は自立活動の指導と各教科の補充指導を合わせて年間35単位時間から280単位時間（週あたり1単位時間から8単位時間）までと定められています。ただし、自立活動の指導の時間がごくわずかで、大半が各教科の補充指導に当てられるという教育形態は、通級による指導の本来の趣旨に沿うものとはいえません。各教科の補充指導については、特に必要がある場合に、あくまでも補充的に行うものであることに留意しましょう。

なお、LD、ADHDの児童生徒については、年間10単位時間（月1単位時間）から指導を行うことが可能となっています。例えば、週数時間程度の通級による指導を受けていた児童生徒の障害の状態が相当改善した場合に、指導時数を減らし、引き続き月1単位時間程度の指導を受ける場合などが考えられます。

また、他校通級の場合、通級による指導で受けた時間は、在籍する小・中学校における教育課程に係る授業とみなすことができるとされています。

※通級による指導を、いつも同じ時間帯で実施すると、対象となる児童生徒が毎週同じ教科や道徳の時間、特別活動等の授業を受けられないこととなります。通級を受ける時間や曜日を工夫することも必要となります。

	げつ	か	すい	もく	きん
1	国語	生活	算数	体育	算数
2	算数	国語	国語	算数	国語
3	生活	国語	生活	生活	図工
4	体育	算数	体育	音楽	図工
5	道徳	音楽	特活	国語	生活
6				国語	

○「道徳」は週に1時間しか設定されていないため、「道徳」にはまったく参加できなくなってしまいます。

	げつ	か	すい	もく	きん
1	国語	生活	算数	体育	算数
2	算数	国語	国語	算数	国語
3	生活	国語	生活	生活	図工
4	体育	算数	体育	音楽	図工
5	道徳	音楽	特活	国語	生活
6				国語	

○毎週同じ時間に実施すると通常の学級で「算数」がほとんど受けられなくなってしまいます。

④ 教育課程上の取扱い

通級による指導では、小・中学校の通常の教育課程に加え、又は替えて「特別の教育課程」を実施できます。この「特別の教育課程」による教育の内容に示されているのは、次の二つの指導です。

●自立活動の指導

「自立活動の指導」とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、特別支援学校における自立活動に相当する内容を有する指導です。なお、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考とします。

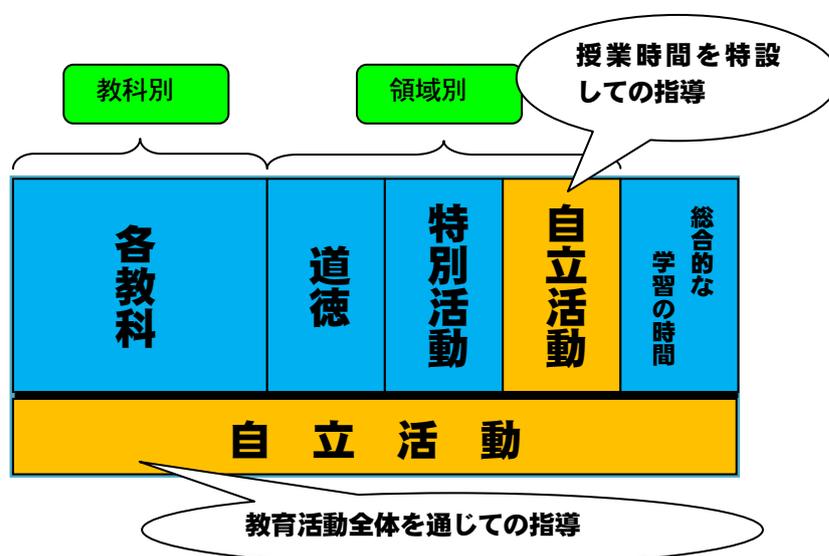


図1 教育課程内における自立活動の位置づけのイメージ

特別支援学校学習指導要領には、「自立活動」の代表的な26項目の要素が6区分に分類・整理され示されています。小・中学校の学習指導要領に示されている各教科等の内容は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容であるのに対して、自立活動の内容は、個々の児童生徒の障害の実態等に応じて選定されるものです。また、内容は具体的に設定される指導内容の「要素」となるものであり、必要な項目を選定し、相互に関連づけ具体的な指導内容を設定することが大切です。

※「自立活動の指導」については学びの丘が発行した「特別支援学級担任の手びき (Vol.3)」に指導内容等が掲載されています。学びの丘 Web ページ「特別支援教育資料サイト」よりダウンロードできます。

<http://www.wakayama-edc.big-u.jp/tokusi/tokusi.html>

●各教科の補充指導

「各教科の補充指導」とは、特に必要がある場合に各教科の内容を補充するための指導です。これは障害の状態に応じた特別の補充指導であって、単なる教科の遅れを補充するための指導ではありません。例えば、言語障害の場合、その障害があるため遅れをきたしている国語科の指導を行うのが「各教科の補充指導」であり、それとは直接関係のない他の教科の遅れの指導を行うことはこれに該当しません。

通級による指導の効果を、日常生活の場で生かしていくためには、通級による指導と通常の学級における指導に連続性をもたせることが重要です。

○「指導内容・指導時間」に関する関係通知等

- ・平成5年1月28日 文部省告示第7号（改正：平成11年3月23日 文部省告示第53号、平成18年3月31日 文部科学省告示第54号、平成19年12月25日 文部科学省告示第146号）

⑤ 通級による指導を行うには

通級による指導を行うかどうかの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることなく、市町村教育委員会と十分に連携を図り、在籍校の校長が総合的に判断することになります。児童生徒によっては、学期の途中で特別な支援の必要性が生じることもあります。通級による指導が適切であると判断されれば、できる限り通級による指導が受けられるようにする必要があります。

通級による指導を行う必要がなくなった時についても、同様に適切な判断が必要となります。年度末等には、通級による指導の成果と、在籍する学級での適応状況を考慮し、次年度の継続の必要性について検討することも必要です。



「通級による指導」 Q&A

Q&Aは「改訂第2版 通級による指導の手引き 解説とQ&A（文部科学省編 著 2012）」より引用しています。

Q：「通級指導教室」は、学級の一つとして考えてよいでしょうか。

A：「通級指導教室」は、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して特別な指導を行う場です。これは児童生徒の在籍を要件としない学習指導のための基礎的な単位を示すものであり、小・中学校における「学級」とは別の概念となります。

Q：知的障害のある児童生徒を通級による指導の対象としないのはなぜですか？

A：知的障害については、障害の特性や発達状態に応じた特別の教育課程や指導法により比較的多くの時間、特別支援学級において指導することが効果的です。ほとんどの時間、通常の学級で通常の授業を受けながら通級するという教育形態は効果的ではなく、原則として、知的障害特別支援学級ないし併せ有する他の障害の特別支援学級において指導することが適切です。

なお、知的障害以外の障害を併せ有する場合には、例外的なケースとして、知的障害特別支援学級から「通級指導教室」に通って指導を受け、当該指導も特別支援学級における特別な教育課程として位置づけることも考えられます。

Q：特別支援学級に通っている児童生徒は通級による指導を受けることができますか？

A：通級による指導は、あくまで通常の学級に在籍し一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象として、障害の状態に応じ、週に数回程度特別の指導を実施するものであり、特別支援学級に在籍する児童生徒はこの制度が予定する対象ではないため、在籍する特別支援学級において適切な指導が行われることが制度上予定されています。

Q：知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒で言語障害を伴っている場合があります。この児童生徒が言語障害の「通級指導教室」に通うことができますか？

A：通級による指導は、あくまで通常の学級に在籍し一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象として、障害の状態に応じ、週に数回程度特別の指導を実施するものであり、特別支援学級に在籍する児童生徒はこの制度が予定する対象の児童生徒ではありません。

また、一般的に、知的障害のある児童生徒の言語発達の遅れは、知的発達の遅れによると認められることから、それを熟知した専門性のある教員の配置された知的障害特別支援学級で指導されることが望ましいといえます。

しかしながら、その児童生徒の障害の状態等に応じていわゆる取り出し指導を受けることがより効果的である場合、特別支援学級における特別な教育課程に位置付けて、「通級指導教室」に通って指導を受けることも考えられます。

Q：不登校の児童生徒は通級による指導の対象にはなりますか？

A：不登校の状態にある児童生徒については、一般的に通常の学級の授業に出席していない状況にあることから、通常の学級での適応性に問題がある児童生徒であり、本来的には通級による指導の対象とはならないものと考えます。

ただし、主として心理的な要因により、社会的適応が困難となり、社会生活や学校生活で支障が認められ、かつ通常の学級での学習におおむね参加できている場合には、通級による指導の対象となるものと考えられます。対象となるかどうかの判断については、教育相談機関や教育支援センター（適応指導教室）との関連も考慮し、特に慎重に検討することが求められます。

